

# そよかぜだより

第55号  
発行 2006.12.17  
毎月1回発行  
NPO法人  
障害者団体連絡会  
そよかぜ  
http://www.mmj.jp.or.jp/soyokaze/  
連絡先  
ひばり園 578-0855  
FAX 578-0466  
くれよん 578-2575  
つくしの家 578-0855  
あおぞら 570-6110  
(お問い合わせ)  
資源回収時のご連絡は「ひばり園」へ

## 正力厚生会から福祉事業助成寄贈(50万円相当) AED(除細動器)二台購入

### ひばり園とおおぞらに設置しました

今年の十一月月上旬に、財団法人正力厚生会から「貴団体に通所されているみなさまがご活用されるもので五十万円相当の機材を寄贈させていただきましたことになりました。どのようなものが必要かお知らせください」という連絡をいただきました。

同厚生会は毎年、いくつかの福祉施設に機材を寄贈していますが、今年は全国から十二か所の施設が選ばれ、その中の一つにそよかぜが入ったものです。各地域の地方自治体の福祉担当者並びに社会福祉協議会の方々から地域で活動している福祉団体が推奨され、その中から選考されま

す。大変ありがたいことで、そ

よかぜの理事会でさっそく検討して、AED(自動体外式除細動器)を、ひばり園とおおぞらに配置したので二台希望しました。同厚生会の手承をいただき、十二月月上旬に搬入され、現在、二つの作業所に配置しています。

AEDは、いまでは公共施設や福祉施設に広く備えられています。機材が高価なためひばり園にも、あおぞらにもありませんでした。心停止で倒れた人には、救急車が到着するまでの数分間の対応が生死を分けます。日本における病院外での心停止の発生件数は、年間二〜三万件程度もあり、高齢化の進展により件数は急増しているといわれています。

ひばり園やおおぞらの利用者の中には、本人が持っている障害のために倒れる危険が普通の人よりずっと高い人がいます。さらに高齢化が進み前より体の動きが悪くなっている人が最近とくに目立ってきました。万が一のことがあつて後になって、あの時AEDさえあればよかったのにと悔やむようなことにならないければよいが、と前から心配していました。

AEDの操作はいたって簡単です。専門知識はまったく必要としません。私たちがすることは、電極を患者の胸部に貼り付けるだけです。除細動が必要かどうかは機材が電極から得られる心電図より自動的に判断してくれます。必要な時にボタンを押します。

これでひと安心です。ご推奨いただいた市および社会福祉協議会の方々に厚くお礼を申し上げます。

### そよかぜ各事業 年末年始の休業日程

ひばり園・あおぞら  
つくしの家  
十二月二十八日  
一月七日  
十二月二十九日  
一月五日

### ご協力ありがとうございました。

11月の募金	47,869円
18年4月~18年11月の合計	389,043円
島田 博司 様	佐藤 真紀 様
トクダ 東川 様	小林 有子 様
小林 幸一 様	田中 明子 様
帯刀 進 様	清水 賢 様
加部 妙子 様	清水 知子 様
大野 元雄 様	中根 雪江 様
濱野 岬 様	下田 コウ 様
袴田 実 様	竹内 照夫 様
山崎 六雄 様	橋本 亜紀子 様
清水 キヨ子 様	平野 嘉子 様
榎本 正代 様	吉野 満里子 様
長谷川 キヌ 様	関村 理 様
松岡 竹子 様	関村 英希 様
尾又 恭子 様	エイ アイ 様
関谷 孝子 様	田村 由親子 様
角野 克子 様	田村 千佳 様
角野 進 様	関谷 博 様
吉沢 弘行 様	川崎 利男 様
木村 宏 様	第一住宅 様
山影 幸子 様	斉藤 忠 様
関谷 達夫 様	久松 国夫 様
アパペンデックス 様	関谷 和子 様
アパソカワノ 様	本間 正彦 様
	匿名様 (7,856円)

## NPO法人 そよかぜの 《資源回収》に

ご協力をお願いします  
新聞、雑誌、ダンボール  
(ボロは扱っていません)

この収益は「つくしの家」の運営資金などになります。  
11月は28,065tでした。金額は343,500円となりました。  
みなさまのご協力ありがとうございました。

1月は第3日曜日21日です。

大雨の場合は、次週の日曜日に順延します。

ご連絡は、ひばり園へ  
羽村市五ノ神2-6-7  
042-578-0855  
くれよん11月の売上げ  
1,021,030円でした。

羽村市内の小学校と中学校の生徒のみなさんが、各学校単位でプルトップ収集にご協力して下さっています。ありがとうございます。

# 全日本育成会を悩ます問題が続発

## 軽度の中に重度は入っていきけるか

### 契約制度がもたらす弊害の一つかも

全日本育成会（別名「親の会」）は、知的障害のある人とその家族を守る権利擁護団体です。知的障害ではわが国最大の団体で、全国各地に支部があります。親の会が設立運営している施設もたくさんあります。それら多くの施設でいま困った問題が発生しています。「混乱（紛争）や不祥事が続発しています」と、全日本育成会が発行している月刊誌「手をつなぐ」に書かれています。

ことは間違いありません。育成会に生じた不祥事の内容を以下に紹介しますが、これはすべて月刊誌「手をつなぐ」に発表されたものです。

2003年12月号に、全日本育成会常務理事の松友了氏が「障害の重い人を排除してはならない」とのタイトルで問題の内容を説明しました。要点は次の通りです。

この問題の根本にあるのは障害の重い人と軽い人が、一つの施設の中でどのように共存していくかという、昔からすべての施設の中で永遠の課題とされてきたものです。私たちそよかぜは、育成会とは直接のつながりはありませんが、抱えている問題は同じです。いま現在では、そよかぜの中ではこの問題は表面化していませんが、今後、ひばり園でもあおぞらでもいつか同じ問題に直面することになる

一年が経過し、各地で案じたとおりの問題や予期せぬ混乱が起こっています。中でも、九州の地方都市のある通所授産施設（A園）をめぐる問題は、重大かつ複雑な課題を提起しています。この通所施設（定員30名）は、親たちの力によって設立されたものです。そのため、理事7人のうち5人までが親の立場で、そのうち3人はこの施設を利用しています。そのうちの1人（B青年）の受け入れを施設長が拒否し、その同意を7月の保護者会で求めたのです。

保護者たちは、その青年の「行動上の障害」を理由に施設長の主張に共鳴したのです。施設長による保護者会への議題の提起を事前に察知した理事長は、その中止を命じましたが施設長は命令に背き、具体的にB青年の障害状況を説明し、受け入れの困難性を主張しました。そのため理事会は施設長の解雇処分を全員一致で決定しました。

それに不満をもった施設長と保護者は、理事会の運営が横暴だとして県へ抗議文を提出したり、新聞各社へ予告の上で処分の撤回を求めて理事長宅に押しかけました。これらは「理事長等の退陣を要求」等の見出しで各紙の県内版で報道されました。B青年の父親から相談を受けた県育成会の会長は声明文を発表し「障害の重い人に対する人権侵害事件である」とする見解を示すとともに、全日本育成会に調査と対応を求めました。全日本育成会から常務理事の松友氏が現地に行き、関係者からの説明を聞ききました。県への抗議文には「一人のために29人が犠牲になっている」とか「ただ一人の利用者の支援を優先し、その他29名の支

援をなおざりにしている」等の文章があり、これらのことから松友氏は「どのような理由であれ、多数派で重度障害者を排除していることであり、福祉サービスを利用する権利の侵害（人権侵害）」と認めざるを得ない」と月刊誌に書きました。

これに対して保護者側は「発言や文章によって名誉が著しく損なわれた（名誉毀損）」として、積極的に働いた当時の県育成会の会長に対し当時の園生の保護者25人が謝罪広告の掲載と損害賠償を求めて訴訟を起こしました。そして今年3月29日、地方裁判所は保護者側の訴えを認め、前会長に賠償金の支払いを命じました。裁判官は「保護者が多数で人権侵害をしていくように受け止められる記者会見での発言は名誉毀損が成立し、内容も事実とはいえない」と判断しました。

この判決を受けて保護者側はさらに、全日本育成会の松友理事長に、三年前の文章について訂正と謝罪を求めました。これに対する回答が今年7月号の「手をつなぐ」に全日本育成会理事長藤原氏と常務理事松友氏の連名で「親の会の設立の福祉事業の混乱を憂う」と題されて掲載されました。内容は「判決には承服できないし、この判決を事実として理解することにはならないので、見解を訂正する必要を認めないが、親同士の対立であり、法廷で争われたことは異様な事態である。これ以上抗争する時間もないので控訴しない」というものです。

そして次のような解説が記されていました。「この間、各地の親の会（育成会）が設立した福祉事業において、混乱や不祥事が続発しています。その内容や原因はさまざまですが、親の会あるいはそれが母体となった法人の責任は重いものがあります。とくに措置制度から契約制度に移したところより、このような事件は増加したといえます。それは、行政の指導・監督が弱まり、利用者と事業者の契約で実施されるという新しい時代の方式が背景にあると考えられます。

このような中で全日本育成会には、常に障害のある本人の立場に立ち、その利益と権利を最優先してきました。しかしながら、残念なことに紛争の当事者が共に親の立場であ

り、混乱が調整できない例があります。今回、九州のある県での出来事は、その典型的な例といえるでしょう。」

以上が、育成会のある施設で起きた事件の概要です。措置制度の頃は、だれがどの施設を利用するかは行政が決めていました。契約制度になって施設利用は利用者との施設が契約して利用することになりました。契約が成立すればだれでも利用できませんが、施設側が契約を断れば利用できません。受け入れるのも自由となりました。

このような制度となった時代に最も大きな被害を受けるのは、行動上の問題により多くの支援を必要とする重度障害者でしょう。全国社会福祉協議会では「他の利用者への加害行動などの問題行動があるために施設に入所して介護を受ける必要がある利用者もいるのであって、そのことを理由に排除するようなことがあっては、福祉施設としての存在意義が問われる」と警告しています。そよかぜが同じ問題に直面したときは、ぜひこれらの事例を参考にしたいと思えます。

以上が、育成会のある施設で起きた事件の概要です。措置制度の頃は、だれがどの施設を利用するかは行政が決めていました。契約制度になって施設利用は利用者との施設が契約して利用することになりました。契約が成立すればだれでも利用できませんが、施設側が契約を断れば利用できません。受け入れるのも自由となりました。

このような制度となった時代に最も大きな被害を受けるのは、行動上の問題により多くの支援を必要とする重度障害者でしょう。全国社会福祉協議会では「他の利用者への加害行動などの問題行動があるために施設に入所して介護を受ける必要がある利用者もいるのであって、そのことを理由に排除するようなことがあっては、福祉施設としての存在意義が問われる」と警告しています。そよかぜが同じ問題に直面したときは、ぜひこれらの事例を参考にしたいと思えます。